

かきぎしあわせクリニック 居宅療養管理指導事業 運営規定

第 1 条（事業の目的）

かきぎしあわせクリニック（以下「当院」という）が行う指定居宅療養管理指導および指定介護予防居宅療養管理指導（以下「事業」という）の適正な運営を確保するために人員および管理運営に関する事項を定め、通院が困難な利用者に対し、医師が計画的な医学的管理に基づき、療養上の管理および指導を行うことで、利用者の心身の機能の維持回復を図ることを目的とする。

第 2 条（運営の方針）

1. 利用者の意思および人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービス提供に努める。
2. 地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、他の保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。
3. 利用者および家族からの相談に対し、専門的知見に基づき理解しやすいよう指導助言を行う。

第 3 条（事業所の名称および所在地）

- ・ 名称：かきぎしあわせクリニック
- ・ 所在地：兵庫県神戸市中央区下山手通 7 丁目 10-13 ビタミンテラス下山手 1 階

第 4 条（従業者の職種および員数）

当院の事業に従事する人員は以下の通りとする。

- ・ 管理者（医師兼務）：1 名
- ・ 医師：1 名（常勤）

第 5 条（営業日および営業時間）

当院の外来診療時間に準じ、以下の通りとする。

- ・ 月・火・水・金曜日：9:00～12:00、14:00～17:00
- ・ 土曜日：9:00～12:00
- ・ 定休日：木曜日、日曜日、祝日、夏季・年末年始休暇

※他院例にある「24 時間常時連絡体制」は、医師 1 名体制の負担軽減のため本事業の規定には含めない。

第 6 条（サービスの内容）

1. 医師による訪問診療、往診の際の療養上の管理および指導。
2. ケアマネジャー（介護支援専門員）に対する、居宅サービス計画の策定等に必要な情報提供および助言。
3. 利用者および家族に対する、薬剤の服用、栄養管理、日常生活上の留意点等の指導。

第 7 条（利用料等）

1. 介護報酬告示上の単位数に基づく利用料（1 割～3 割負担）を徴収する。
2. 交通費は、別途定める料金を徴収できるものとする。

第 8 条（事故発生時の対応）

1. サービスの提供にあたって、事故が発生した場合には速やかに家族およびケアマネジャーに連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。
2. 事故により利用者の生命・身体・財産に損害を与えた場合には、速やかに賠償を行う。

第 9 条（苦情処理）

1. 当院のサービス提供に対する苦情・相談に対し、迅速かつ誠実に対応するための窓口を設置する。
 - ・ 苦情受付窓口：院長（柿木 達也）
 - ・ 連絡先：078-360-3388
2. 提供したサービスに関し、市町村等が行う調査に協力し、改善命令等を受けた場合は必要な措置を講じる。

第 10 条（業務継続計画の策定等）

1. 感染症や災害が発生した場合でも必要なサービスを継続するための計画（BCP）の策定に努める。
2. 医療機関のみなし指定については、2027 年（令和 9 年）3 月 31 日までの経過措置（減算猶予）が適用されることを踏まえ、段階的に整備を行う。